

○岡山県警察会計年度任用職員取扱要綱の制定について(通達)

(令和2年3月31日岡務第306号警察本部長例規)

改正 令和3年3月24日岡務第254号 令和5年2月1日岡務第91号
令和6年3月11日岡務第212号

各部長
首席監察官
総務統括官 殿
各所属長

この度、別添のとおり岡山県警察会計年度任用職員取扱要綱を制定し、令和2年4月1日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

岡山県警察会計年度任用職員取扱要綱

第1 趣旨

この要綱は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)、岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年岡山県条例第44号)、岡山県会計年度任用職員の給与及び旅費に関する条例(令和元年岡山県条例第45号)、会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(令和元年岡山県人事委員会規則第26号)その他の法令に定めがあるもののほか、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件について必要な事項を定めるものとする。

第2 任用

1 警察本部長(以下「本部長」という。)は、職務の遂行について必要な能力及び適性を有する者のうちから、会計年度任用職員を任用し、次に掲げる職に任命するものとする。

- (1) 資料整備員
- (2) 庁舎管理業務等支援員
- (3) 警察音楽隊カラーガード隊員
- (4) 生活相談員
- (5) 術科指導員
- (6) 留置管理業務支援員
- (7) 少年警察協助力員指導員
- (8) 指紋データ登録員
- (9) 交通警察協助力員指導員
- (10) 警察安全相談員

- (11) 警察音楽隊演奏員
 - (12) 防犯指導員
 - (13) 交番相談員
 - (14) 警察スクールサポーター
 - (15) 交通安全教育指導員
 - (16) 警察業務等支援員
 - (17) 遊技機調査員
 - (18) 健全育成推進専門員
- 2 会計年度任用職員の任用期間は、任用日からその日の属する年度の末日までのうち本部長が指定する日までとする。
 - 3 公募を経ない再度の任用は、原則 4 回までとする。
 - 4 本部長は、会計年度任用職員を任用する際は、勤務条件等を明示した上で、辞令書を交付するものとする。

第 3 給与等

法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用職員(以下「短時間勤務会計年度任用職員」という。)の報酬等は、短時間勤務会計年度任用職員が勤務した日数に応じて、その翌月 15 日に一括して支払うものとする。

第 4 勤務時間等

- 1 短時間勤務会計年度任用職員の勤務時間は、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 29 時間以内とし、原則として 1 日につき 7 時間 45 分以内かつ 1 週間につき 29 時間以内とする。
- 2 短時間勤務会計年度任用職員の勤務日数は、1 月につき 18 日以内とし、原則として 1 週間につき 4 日以内とする。
- 3 短時間勤務会計年度任用職員の休憩時間は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和 26 年岡山県条例第 58 号)の適用を受ける職員(以下「常勤職員」という。)の例による。
- 4 会計年度任用職員の育児休業及び部分休業は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号)及び職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年岡山県条例第 3 号)の定めるところによる。

第 5 服務等

会計年度任用職員の服務、分限及び懲戒の取扱いは、常勤職員の例による。

第 6 社会保険

- 1 会計年度任用職員に関する社会保険の適用については、雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)及び厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 15 号)の定めるところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)が適用される場合は、その定めるところによる。

第 7 安全衛生

所属長は、会計年度任用職員の職場における安全と健康を確保するように努め、労働災害及び健康管理について、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)に基づき必要な措置を講じなければならない。

第 8 公務災害等の補償

- 1 会計年度任用職員の公務上の災害又は通勤による災害については、非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和 42 年岡山県条例第 46 号)に基づき補償する。ただし、労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)により補償対象となる者については、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、地方公務員災害補償法(昭和 42 年法律第 121 号)が適用される場合は、その定めるところによる。

第 9 その他

この要綱に定めるもののほか、会計年度任用職員の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。